

3. 財務の概要

(1) 学校法人会計について

学校法人の作成する計算書類は、資金収支計算書並びにこれに基づき作成する活動区分資金収支計算書、事業活動収支計算書及び貸借対照表とそれぞれについて定められた内訳表や附属明細表である。また、私立学校法の定めにより財産目録と事業報告書を作成する。

資金収支計算の目的は、学校法人の行う当該会計年度の諸活動に対応する全ての収入及び支出の内容及び当該会計年度における支払資金(現金といつでも引き出すことのできる預貯金)のてん末を明らかにすることである。

事業活動収支計算の目的は次の2点である。

①学校法人の行う当該会計年度の次に掲げる活動に対応する事業活動収入及び事業活動支出の内容を明らかにすること。

i.教育活動 ii.教育活動以外の経常的な活動 iii.iとii以外の活動

②当該年度に組入れる基本金の額を控除した当該会計年度の諸活動に対する事業活動収入及び事業活動支出の均衡の状態を明らかにすること。

事業活動収入は、当該会計年度の学校法人の負債とならない収入を計上し、借入金のような学校法人の負債となる収入は含まれない収入である。

事業活動支出は、当該会計年度において消費する資産の取得価額及び当該会計年度における用役の対価に基づいて計上し、運営に必要な消耗品等の各種経費や給与等の資金支出を伴う費用と、非資金支出である減価償却費や退職給与引当金繰入額等を含む支出である。

基本金とは、学校法人がその諸活動に基づき必要な資産を継続的に保持するために維持すべきものとして、その事業活動収入のうちから組入れた金額のことである。

事業活動収入から事業活動支出を差し引いた額を基本金組入前収支差額といい、短期的な収支の均衡を表す。基本金組入前収支差額から基本金組入額を控除した額を当年度収支差額といい、これと基本金取崩額を累計した翌年度繰越収支差額により長期的な収支の均衡を表す。

貸借対照表は年度末における財政状態を表すものである。資産の部、負債の部、純資産の部からなり、負債の部と純資産の部は資金の調達源泉を表し、資産の部は調達した資金をどのように保有しているかを表す。資産の部の合計金額は負債の部と純資産の部の合計金額と一致する。また、学校法人の資産の評価は原則として取得価額をもって行うことと定められている。